

平成16年7月5日(月)
於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会
第16回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第16回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成16年7月5日 午後2時00分

閉会 平成16年7月5日 午後2時59分

2. 出席した委員の氏名

委員	小林嗣宜	桜本和美	樋口清允	福島哲男
	三鬼楠好	山下東子		
特別委員	石黒勝三郎	蟹 忠男	佐々木護	高橋健二
	中田邦彦	藤井 浩	本川廣義	保田綱男
	吉岡修一			

3. 水産庁側出席者

弓削次長 武本漁政部長 竹谷資源管理部長 中前増殖推進部長
五十嵐漁政課長 須藤企画課長 武田管理課長 重沿岸沖合課長
山下遠洋課長 井貫研究指導課長 石塚増殖推進部参事官
長谷資源管理推進室長

4. 諮問事項

諮問第62号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について

諮問第63号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第64号 承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について

諮問第65号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について

5. 議 事

別紙のとおり

6. 議決の数

出席者全員賛成

7. 答 申

別紙のとおり

目 次

1. 開会

1. 配付資料の確認

1. 議 事

諮問事項

- 諮問第 6 2 号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する
政令について
- 諮問第 6 3 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を
改正する省令について
- 諮問第 6 4 号 承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する
省令について
- 諮問第 6 5 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

その他

1. 閉会

開 会

五十嵐漁政課長 定刻でございますので、ただいまから第 16 回資源管理分科会を開催いたします。

初めに、前回の分科会以降、水産庁幹部の異動がございましたので御紹介を申し上げます。

まずは、新しく漁政部長になりました武本でございます。

武本漁政部長 武本でございます。よろしくお願い申し上げます。

五十嵐漁政課長 続きまして、新たに管理課長に就任いたしました武田でございます。

武田管理課長 武田でございます。よろしくお願いいたします。

五十嵐漁政課長 よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次に本日の委員の御出席の状況でございます。水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により、この審議会の定足数は過半数とされております。本日は、ただいまのところ委員 8 名中 5 名の方が御出席でございます。また、小林委員についても御出席との連絡をちょうだいしております。したがって、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立ということでございます。

配付資料の確認

五十嵐漁政課長 次に、お手元の配付資料を確認させていただきます。

まず、議事次第が 1 枚ございます。その次に、資料の一覧が 1 枚ございます。その次に資料 1 として、委員の先生方の名簿がございます。資料 2 - 1 として、「海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について（諮問第 62 号）」という資料がございます。

なお、本日何件か諮問がございますが、ただいま亀井農林水産大臣は海外出張中でありまして、臨時代理として、国土交通大臣の石原大臣が発令されております。本日の諮問は臨時代理名となっております。

資料 3 でございますが、「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令につ

いて(諮問第63号)」。資料4、「承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について」(諮問第64号)」でございます。資料5、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について(諮問第65号)」でございます。

もしよろしいようでしたら、以後の進行は分科会長によるしくお願いをいたします。

山下分科会長 皆さん、きょうもお忙しいところ多数お集まりくださりまして、ありがとうございます。

議 事
諮 問 事 項

諮問第62号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について

山下分科会長 では、早速議事に入ります。

諮問第62号「海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について」、御説明をお願いいたします。

重沿岸沖合課長 沿岸沖合課長の重でございます。御説明申し上げます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

16水管

第912号

平成16

年7月5日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸 晃

海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について
(諮問第62号)

海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第12条第1項の規定に基づき、別添のとおり海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令を制定したいので、同条第5項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

以降、座って説明させていただきます。

本件は、基本的には市町村合併に伴います市町村名の変更に伴う技術的な内容でございます。

それでは、資料2-2をごらんいただきたいと思います。そこに指定海域制度の説明がございますが、これは海洋水産資源開発促進法という法律の中におきまして、いわゆる海底の地形等自然条件がすぐれている漁場、効用が高い漁場、漁業生産において重要な位置を占める海域を政令で指定いたしまして、その海域において漁場としての効用を著しく低下させたり、喪失させたりするおそれのある海底の掘削等につきまして、政令で指定する行為といたしまして、これを行おうとする者

に対して、都道府県知事または農林水産大臣への届出義務を課しているものでございます。

なお、本届出があった場合におきまして、都道府県知事または農林水産大臣はこの特定行為をしようとする者に対して必要な勧告をすることができることになっております。

2でございますが、今回の改正の趣旨はただいま申し上げましたとおり、市町村合併の名称の変更に伴うものでございますが、この指定海域というのが別表におきまして、緯度、経度、または灯台、岬等の名称を用いまして海域を特定しております。これにつきまして、今般の市町村合併の進捗に伴いまして、灯台、岬等を特定しております市や郡名について変更が行われることになっておりますので、この指定海域の特定を今後とも引き続き行うために、所要の市名、郡名等の改名を行うという改正でございます。

今回対象となっておりますのは、長崎の五島市と三重の志摩市でございますが、それぞれ合併の施行期日が若干異なります。五島市につきましては8月1日から、志摩市については10月1日からという形での施行の内容になっております。

めくっていただきまして資料2 - 3でございますが、これが政令そのものでございます。施行令の中でそれぞれ、真ん中あたりでございますが、「別表遠州灘・志摩沖海域の項中「同県志摩郡」を「同県志摩市」、別表熊野灘海域の項中「三重県志摩郡」を「三重県志摩市」、別表山陰沖・東海海域の項中「同県福江市」を「同県五島市」に、「同郡五島柏崎灯台」を「同市五島柏崎灯台」に、「同郡嵯峨ノ島」を「同市嵯峨ノ島」に、「同郡大瀬崎灯台」を「同市大瀬崎灯台」、別表五島・天草沖・甕島周辺海域の項中「長崎県福江市」を「長崎県五島市」に改める」というものでございます。

2枚めくっていただきまして資料2 - 4でございますが、これが海洋水産資源開発促進法施行令の別表でございます。それぞれ別表の下が現行で、上が改正案でございます。先ほどの1枚目は、「志摩郡」から「志摩市」への変更に伴うもの。

2枚目の後半から、「長崎県福江市」等、及び「郡」から「五島市」に変わるもの。

1枚変更なしで、4 - 4ページが、「福江市」から「五島市」に変わるものでございます。

めくっていただきまして資料2 - 5につきましては、政令案等の参照条文でございますので省略させていただきます。

最後に資料2 - 6でございますが、これが指定海域の概要図でございます。全国31海域ございますが、志摩市にかかわるのが真ん中の13、14海域。そして、五島市にかかわりますのが19、20の2海域でございます。

以上でございます。

山下分科会長 ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

それでは、諮問第62号については、原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第63号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を 改正する省令について

山下分科会長 次に、諮問第63号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、御説明をお願いいたします。

須藤企画課長 企画課長でございます。資料3をお出しください。
最初に、諮問文を読み上げさせていただきます。

16水

漁第647号

平成1

6年7月5日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸 晃

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正
する省令について（諮問第63号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第5項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

それでは、内容について御説明をさせていただきたいと思えます。

この内容の主要な点は、先ほどの諮問第62号と同じでございます。市町村合併に伴いまして名称が変わります五島市、志摩市に関しまして、それを引用している条文の整理が主要なものでございます。

まず、ある場所について具体的に述べさせていただきます。6ページ、7ページ、8ページに新旧対照表で、それが関係します条文を載せてございます。沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業の制限及び禁止の措置の中に、先ほどの62号とほとんど同じでございますが、五島市関係、志摩市関係の地点を名称として引用している部分がございます、それぞれを新しく変更する市名によって整備するというところでございます。

また同様に施行期日につきましても、8月1日で合併する長崎県五島市に係ります改正規定関係は、合併をされます8月1日から、また志摩市、愛媛県の愛南町というところもございませうけれども、これも合併の関係でございますが、10月1日に合併いたしますので、これの改正規定は10月1日から改正することにされております。これらの市町村合併は、既に総務省から告示が出されておりますので、確実に行われることになるものと考えてございます。

それ以外の改正点が1個だけございまして、それについても説明を加えさせていただきます。

新旧対照表の5ページでございます。（漁獲物等の陸揚港の制限）第18条第4項の関係でございます。この改正につきましては、基本的には従前の取り扱いの内容を単純に明確化するという趣旨で、内容も取り扱いを変更しようという趣旨ではございません。

先ほどの市町村合併の改正を要する件につきましても、関係する者、特に法務省等、取り締まり等とも関係がありますので、法令の方々にもお計らいをいたしましたところ、18条第4項のところは法令の適用上、より明確化しておいた方がよろしいのではないかという御指摘を受けたから、今

回改正した方がよろしいのではなからうかというお計らいでございます。

具体的には第18条第4項では、いわゆる中型いか釣り船の漁獲物の陸揚港の制限を課している部分でございます。中型いか釣り船につきましては、沿岸漁業者との競合がございますということで、陸揚港の制限を課してございますけれども、第4項の一番最後の書きぶりを現行の方でござんいただきますと、「操業区域とするものに限って行うものとする」という言い方になってございますが、この「もの」というのが、いわゆる人間の「者」という意味ですね。前後関係からすると「漁業者」というふうを考えられます。

そういったしますと、中型いか釣り船を持っている漁業者は、中型いか釣り船だけじゃなくて、たとえ大型いか釣り船を持っていても、その人は大型いか釣り船についても、陸揚港の制限を課されてしまっているのではないかと読めるのではないかとというのが、法令の担当の御意見だったわけです。

現在の運用では、中型いか釣り船の陸揚港の制限は、中型いか釣り船のとした漁獲物についての取り扱いでございまして、大型いか釣り船は、既に冷凍加工されたもので別物であるという理解から、中型いか釣り船と同様な陸揚港の制限は課してございません。

したがって、これの運用に合わせるべく、その言い方をより明確化して、上にありますように、「操業区域の全部又は一部とする当該漁業の許可に係る船舶について行うものとする。」つまり「漁業の許可に係る船舶について」という「船舶」という言葉を明確化すれば、「中型いか釣り船の船舶である」というふうにはっきりと読み取れますので、ここの制限が中型いか釣り船に限定されてあるということがわかるようになるであろうというものでございます。

この解釈は、一応法令の疑問を出されました法務担当の方にも確認しておりまして、「これで大丈夫だろう」ということでございます。

以上、説明したとおり、あくまでもこれは法令上の観点で正確を期するというもので、運用上に全く影響を及ぼすものではございません。

以上でございます。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。それでは、諮問第63号については、原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 では、そのように決定いたします。

諮問第64号 承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について

山下分科会長 次に、諮問第64号「承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について」でございます。

では、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長でございます。

資料4でございます。まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

年7月5日
水産政策審議会
会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 石原 伸 晃

承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について
(諮問第64号)

別紙のとおり、承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条第5項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容でございますが、2ページに解説しております。

現在、この省令第1条第1項第6号で規定されております「大西洋はえ縄等漁業」についての改正でございます。

平成12年から、我が国は公海におきまして操業する漁船の旗国(船籍国)の責任を明らかにすることを目的といたしました国際協定を受諾しております。国際協定の名前は、2の「改正の概要」の2行目にございますが、「公海上の漁船による国際的な保存・管理措置の遵守を促進するための協定」でございますが、これを受諾しております。

農水省といたしましては、平成12年当時の公海におけます操業実態を踏まえまして、大西洋の海域において、はえ縄、刺し網およびかごを使用して営む漁業を「大西洋はえ縄等漁業」といたしまして、承認制の対象としてきたところでございます。

このような中、今年から大西洋で操業していた漁船が、インド洋の海域においても、はえ縄等によりまして漁業を営もうとする者があらわれてまいりました。そうしたことから、インド洋の海域も規制海域に加える必要が生じております。そこで、漁業の名称を「大西洋等はえ縄等漁業」に改め、インド洋を含めた承認制の対象とするものでございます。

施行期日でございますが、申請者の申請にかかる準備期間を勘案いたしまして、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することといたしております。

別紙の方に省令の本文がございまして、いずれも「大西洋はえ縄等漁業」を「大西洋等はえ縄等漁業」に変更するものでございまして、海域の方は「大西洋の海域」を「大西洋又はインド洋の海域」に改める、その他、必要な細かい修正を施しておるものでございます。

7ページからは新旧対照表の格好で、今申し上げた内容が記載されているところでございます。以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。

高橋特別委員。

高橋特別委員 私の知っている限りでは、該当船は1隻だと思っているんですが、今後隻数がふえていく可能性があるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしておきたいと思っております。

山下分科会長 お願いします。

山下遠洋課長 大西洋で、このはえ縄によりましてマゼランアイナメを対象としておる漁船が、現在2隻ございます。この2隻が、大西洋のみならずインド洋の海域においても操業をしたいという希望があると聞いております。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

高橋特別委員 はい。

山下分科会長 ほかにはいかがでございますか。

それでは、ほかにないようでございますたら、諮問第64号について、原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 では、そのように決定いたします。

諮問第65号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 次に、諮問65号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、説明をお願いいたします。

武田管理課長 管理課長の武田でございます。

資料はお手元でございます5-1でございます。これが諮問内容でございますが、まず諮問文を朗読させていただきます。

16水管

第1020号

平成16

年7月5日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸 晃

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の
規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第65号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成15年12月4日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

内容ですけれども、この諮問は平成 16 年 T A C につきまして、9 月に後期配分を行うまでに必要な T A C の追加配分を行うものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

1 枚めくっていただきまして、資料の 2 ページでございます。海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の新旧対照表がございます。これの左側の改正案の下の方の第 6 に、「第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項」といたしまして、1 枚めくっていただきまして 3 ページの (3) まあじがございます。ここに表が出ておりますが、この中の島根県、宮崎県、鹿児島県の 3 県につきまして変更を行うものでございます。

また、その下に (5) としてまさば及びごまさばについての配分表がございますが、この中で一番上の東京都、その次の静岡県、1 枚めくって 4 ページの鹿児島県、以上の 3 都県の資源状況、漁獲状況等を踏まえまして追加配分を行うものでございます。

少し基本的なところをおさらいしたいんですが、まあじ及びさば類の T A C 配分でございます。このような浮き魚を対象にいたしました T A C につきましては、漁期開始後の漁場の形成場所によりましては、配分先ごとの消化率に大きな差が生じてまいります。このため、平成 16 年の T A C 配分に当たりまして、漁業種類別、都道府県別の配分を前期、後期の 2 つに分けまして、後期分は前期の漁獲実績を踏まえて行い、年間の配分量が漁期中の漁場形成に的確に応じるものとなるように運用をしたところでございます。

具体的には、まあじ及びまさば及びごまさばにつきまして、年前半の 1 - 6 月分としまして大臣管理分、それから都道府県管理分の数量をまず設定いたしまして、さらに年後半の 7 - 12 月には 16 年の年間の漁獲可能量の範囲内で、前期の漁獲量実績に応じた数量を、9 月末日までに追加配分するというやり方にしたところでございます。

まず、本題に入ります前に、今年のこれら T A C 魚種の漁獲状況につきまして、6 ページの参考 - 2 をごらんいただきます。

まず、まあじの関係ですけれども、都道府県の知事数量管理分ですうっと見ていただきたいと思います。島根県で例えば、漁獲可能量 2 万 6000 t に対して、これまでの採捕数量が 2 万 t を超えているということで、消化率が既に 77 % という高い数字になっております。

それから、2 つ下の欄のまさば及びごまさばの都道府県知事数量管理分でございますが、例えば東京都につきましては 1 万 5000 t の漁獲可能量に対して、既に 81 % という消化率になっております。鹿児島につきましても 61 % の消化率という数字になっております。

3 ページに戻っていただきまして、島根県のまあじでございますが、5 万 5000 t に変更するというので、当初配分 2 万 6000 t に対しまして 2 万 9000 t を追加配分することにしたいと考えております。

島根県は、5 月までの漁獲実績は、先ほども見たように 2 万 t を超えておりまして、現在も好漁場が形成されていると報告を受けております。水産総合研究センターが行っております日本海の海況予報におきましても、資源動向は東シナ海域の資源状態と密接にかかわっておりますけれども、全体の来遊量は前年を上回る予報が出ております。

島根県の漁獲量は、過去 5 年間を見ましても最も多い漁獲量となっております。このままこれから盛漁期を迎えるわけですけれども、9 月までに 2 万 9000 t の不足が見込まれるものでございます。

次に、宮崎県でございますが、これは 4000 t に対して 2000 t の追加配分をして 6000 t にするという内容でございます。宮崎県のまあじの関係ですが、今年は黒潮系暖水の流れがまあじの来遊

に適した状態になっておりまして、5月までの漁獲量は平年を大きく上回っている状態でございます。

また、春期に南部の定置網で漁獲された稚魚の量などから、資源豊度が高いという推測がされております。

次に、鹿児島県につきましては、4000 tに1000 tを追加しまして5000 tの配分にしたいということでございます。鹿児島県の5月までの漁獲量につきましても、平年を上回る水準となっております。今後の来遊量予測も前年を上回るとされております。

以上がまあじの関係でございます。

次に、さば類の関係でございますが、まず東京都につきましては、5000 tを追加配分いたしまして2万 tにしたいと考えております。東京都の海水面におきましては、当初から好漁場が形成されておりまして、まとまった水揚げが継続している状況でございます。

次に、静岡県につきましては、1000 tを追加配分いたしまして7000 tにしたいと考えております。静岡県につきましては、5月までの消化率の実績は33 %となっております。消化率だけ見ると高くはありませんが、これは悪天候によりまして出漁数が少なかったという特殊事情によるものでございます。資源の水準を見ますと、漁獲量が極めて多かった昨年並みの漁場形成が見込まれます。

最後に1ページめくっていただきまして、鹿児島県につきましても1000 tを追加しまして6000 tにしたいということでございます。鹿児島県におきましても、5月まで平年を大幅に上回る漁獲量となっております。来遊量につきましても平年を上回るとの予報がなされているところでございます。

以上がまあじ、まさば及びごまさばの追加配分に関する御説明でございます。

なお、大臣管理に係ります大中型まき網漁業と、その他の知事管理の件につきましては、今回追加要望は出ておりません。

最後に、今回の配分は、あくまで9月末までに必要な量につきましての追加配分でございます。次回予定されております9月におきまして、これまでの漁獲状況なり資源状況を踏まえまして、後期分の配分を行いたいと考えております。

なお、5ページに参考資料としてつけておりますけれども、都道府県に対する配分の一覧表でございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上が御説明でございます。御審議の方をよろしくお願いいたします。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。保田特別委員、お願いします。

保田特別委員 今、上半期といいますか、前半1 - 6月とお聞きして、後半は7 - 12月までですわね。

長谷資源管理推進室長 資源管理推進室長の長谷でございます。

前期は1 - 6月、後期は7 - 12月ということですが、9月に前期の1 - 6月の漁獲状況を見て、9月末までに後半分の追加割り当てをしますよという約束で漁期が始まっているわけですが、その9月を待つまでに、不足する部分が出てきそうだということを踏まえまして、必要な手当てをしたということでございます。

保田特別委員 わかりました。

山下分科会長 よろしいですか。

それでは中田特別委員、どうぞ。

中田特別委員 この数字ですけれども、これは各都道府県からの申し出が出て、それによって出た数字なんでしょうか。あるいは水産庁の方から。

長谷資源管理推進室長 各県、それから大臣管理団体の方に問い合わせまして、9月を見通して必要になる数量を計算いたしましたして、それぞれの県の意見も踏まえて出しておる数字でございます。

中田特別委員 大体100%というか、県の意向どおり出しているんですか。

長谷資源管理推進室長 はい。県はこれで了解をしております。

中田特別委員 全体、この各県ごとにはそれぞれあるんでしょうけれども、全体としては6ページを見てもわかりますように、漁獲可能量、採捕量を対比しているんですね。前半の実績は31%ですね。

ということで、低いわけですよ。したがって、資源管理という見地から見ますと、県だけ見て、たくさんとれたからそこをふやそうと。魚というのは回遊しているわけですから、たまたまそこに漁獲が集中したというだけであって、日本の近海全体を見た上でやらないと、資源管理は行き詰まってくるんじゃないかなと思うわけです。

昨年の実績は全然わかりませんが、大体昨年の実績はどうだったんでしょうかね。採捕量と漁獲可能量ですね、TACとの関係は。

山下分科会長 お願いします。

中田特別委員 例えば、まあじなんかはどうなっているんですか。

長谷資源管理推進室長 昨年のまあじを例にとりますと、TAC30万4000tに対しまして、漁獲実績は約21万6000tとなっております。

中田特別委員 そうですね。ということは、やはり可能量よりも低い、とって全部低いわけですよ。

長谷資源管理推進室長 はい。

中田特別委員 ということは、年々資源は減ってきてもおかしくないわけですね。資源管理ということは、資源をふやそうという考え方で管理というのはやっているわけですから、逆に極端なことを言うと、TACを漁獲量よりも減らすと。そのくらいのことをやらないとなかなか、資源なんかふえてこないんじゃないかなという感じがするわけですね。それはそれぞれ皆さんの立場がありますから、そう簡単には言えないでしょうけれども、私も全水加工連の方から来ていますので、加工にとっては一番安い魚がないと加工の事業が成り立ちませんので、今はどんどんどんどんやめざるを得なくなっている状況なわけですね。

ですからやはり、もっともっと資源をふやしていかなきゃならない。そのためには、可能量、TACをもっと厳しくやっていかないとふえてこないんじゃないかということですね。

例えば、島根県が2万6000tに対して2万tとれて77%だから、またその倍ふやそうという考え方だったら、これはふえてこないんじゃないかなという感じがするわけです。

以上です。

山下分科会長 答えをお願いします。

長谷資源管理推進室長 先ほど昨年のまあじの例を申し上げましたけれども、TACに比べるとかなり低い水準の実績だったということで理解しております。

こういうあじですとかさばですとか浮き魚類について、TAC制度を適用することについて、それも漁場形成は非常に予測がしがたいわけですが、そういう資源を都道府県に分割して管理

することについては、本当にそれでその資源の生産が確保されるのか、操業に支障は生じないのかというのが、むしろ大きな懸念だったと思っております。

そういう中でいかに資源管理をしつつ、操業に合った弾力的な運用をするかが課題であったわけですが、そういうことを踏まえまして、TACの全体をいきなり細分化して配分するのではなくて、留保分を設けて、漁場形成なり操業実態を踏まえて追加していくという運用をしておるところであります。

当然のことながら、全体としてはTAC管理ということで、資源管理に十分配慮して運用を行っていきたくと考えております。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

中田特別委員 結局、どんどんどんどん減ってくると、だれの責任なんだということになると、だれも責任とれないわけですね。だから、行政で思い切ってやっていかないと。我々もそうなんですけれども、自分で自分の首を絞めているわけですが、長い目で見て、ある時期そういうことをやっていかないと、結局、減りました、減りました、また減りました、なくなりましたということになると、もう漁業をやっていけないわけですよ。だから、いつの時点か、ある程度厳しくやる必要があるんじゃないかと思えます。

以上です。

山下分科会長 ただいまの御意見は、御意見として承るということでよろしいですか。

ほかには何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

それでは、諮問第65号については、原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

そ の 他

山下分科会長 その他に入りますけれども、遠洋課長から発言があるということでございますので、よろしく申し上げます。

山下遠洋課長 資料を配付しておりませんので、口頭で報告をさせていただきたいと存じます。

かつお・まぐろ漁船に關しましてのVMS = Vessel Monitoring System の取り扱いについてでございます。指定漁業の一斉更新ということで、平成14年になされたわけでございますが、その際の処理方針におきまして、「かつお・まぐろ漁業につきましては、国際的な資源管理の進展に対応して、一定の期間を置いた上でVMSの搭載を義務化するとともに、その活用方法等については、関係者による検討会の議論を経た上で、平成16年8月1日までに決定する」とされておるところでございます。

この件につきまして、これまでの状況及び今後の方向につきまして御報告を申し上げます。

まず、関係団体との協議につきましては、我が国かつお・まぐろ漁船の公海域の操業に係るVMSの取り扱いについて、これまで協議をしてきておりまして、まず第一に、VMSによりまして得られた情報は旗国、つまり船籍国である我が国政府の管理のもと、地域漁業管理機関に情報提供をする。これが第1点。

第2点につきましては、VMSの機種につきましては、必要な制度の位置情報が得られるのであれば、漁業者に新たな負担を強いることがないよう、可能な限りシステムの選択の自由度を確保す

ることを条件として義務化を進めることを、一応御理解をいただいているところでございます。

しかしながら、我が国のかつお・まぐろ漁船の大多数の漁船の操業が可能となっております中西部太平洋水域におきましては、まぐろ類の管理のための条約、WCPFC条約とっておりますけれども、この条約におきましてはVMS情報の管理、あるいはシステムの選択について、現在、条約に基づく作業部会等におきまして協議、検討がなされているところであります。

我が国としましては、関係団体との協議によって得られました結果を反映されるよう、我が国漁業者に不利益が生じないように努力しているところでありますが、今後、この議論をさらに引き続いていく必要があるという状況にございます。

こうしたことから、我が国かつお・まぐろ漁船にVMS搭載の義務化を図っていくことにつきましては、今申し上げましたWCPFC等の国際的な資源管理の進展を踏まえながら、ほかの遠洋漁業国におくれることのないように、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ、保田特別委員。

保田特別委員 今、VMSの設置のお話をお聞きしました。このVMSの設置に関しましては、いろいろなお話を私も伺っております。それで、平成19年度までに大臣指定許可に関しても、随時そういう働きかけをしていくと伺っておるんですが、その辺の見通し等を聞かせていただければ。

山下分科会長 お願いいたします。

重沿岸沖合課長 ただいま保田委員の御指摘ありました、かつお・まぐろ以外の指定漁業につきましても、前回の一斉更新のときの処理方針に基づきまして、その可能性について検討するというところで、今庁内とそれぞれの業界の方々といろいろと意見をお聞きしながら検討しているところでございます。

具体的な内容につきましては、今、各業界ともそれぞれいろいろな温度差、御意見がございますので、今、半ばでございますが、昨年から個別にいろいろと御相談申し上げながらやっているところでございまして、現段階では具体的なところを申し上げるところまでいっておりませんが、またそのうち機会を見て御報告する場を持ちたいと思っております。

保田特別委員 はい、わかりました。

山下分科会長 ほかにいかがでございませうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本日予定しておりました議事につきましてはこれで終了いたしましたけれども、この機会でございますので、本日の議題にかかわらず、何でも結構ですので、御発言がございましたら、どうぞ挙手をお願いいたします。

お二人から手が挙がりまして、高橋特別委員からお願いいたします。

高橋特別委員 では、意見ということで申し上げたいと思います。

ことしのロシアの200海里内で操業していますさけ・ます漁船の件で、私なりに意見を述べさせていただきます。

実は、入漁料がキロ280円から始まって、出る(出漁)間際になって、御承知のとおり298円52銭ぐらいにはね上がって、どうしようもなく出た(出漁)というのが本当の姿なんだろうと思

ます。

交渉段階から、民間とロシアの国との交渉になりますから、かなり弱い部分が出てくると、私だけではなく関係者の皆さん、そう思っているんだと思います。

そこで、でき得れば日本の政府なり水産庁なり、かなり努力もしていただいたんだと思いますが、それ以上に、次年度に向けてもかなり強力な支援とバックアップ体制を組んで、ことしのようなことのないような形で、安全な、完全に経費が賄えるような操業体制を構築をしていただければというのが1点、私の意見です。よろしくをお願いします。

山下分科会長 御意見でしたけれども、何かお返事はありますか。

遠洋課長。

山下遠洋課長 御指摘のロシア 200 海里内におけますさけ・ますの問題につきましては、今御指摘のように、いろいろ問題があったということでございます。

1 つには、ロシア政府の機構改革といいますが、内閣改造が大変大きな影響を及ぼしまして、なかなか交渉の相手が決まらないということで、そもそも交渉のスタートがおくれると。

それから、さけ・ますのT A Cの決定が非常におくれてしまうという、種々の状況のもとで行わざるを得ない状況になったものでございます。来年以降、ロシア政府部内の機構改革等、そうそう頻繁にはないと思いますので、その辺、前広にロシア政府に我が方の考えを伝えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

それでは樋口委員、お願いします。

樋口委員 私の場合は、私の欠席のときに内水面の問題を盛んに論議をしてくれたというお話をいただきまして、欠席したことを大変恥ずかしく思っております。あれはさけ・ますの遡上の問題でしょう。ほかにかかわるような議案をわしゃ見とらんがと思ひまして。

わしが日常的に言っておるのは、日本の川と環境、その他の水系に一貫した方針やその他が内水面漁業者の間から、あるいは全国の内水面漁連の中で、これが煮詰められていく状況にないと。連合会はそれなりに努力は払っておりますし、それぞれの単協もやっておるが、日本の方針として... ..、マスコミで言われる世界でもいろいろ違いますね。川が1万 3000 本あるとか、1級河川で1万 4000 本あるとか、それは川の形態が違って、水系ごとの形をあらわしておったり、川の問題については、ほとんど日本の国民といいますが、市民と言ってもいいですが、理解されておらんじやないかと。

「川の管理をしておるのは国土交通省、旧建設省がやっておる」と、だれに聞いてもそう言うんじゃないかと。それから、どうも内水面漁業という言葉が、内水面を理解しておる人も、国民、ほとんど知らんじやないか。河川の漁業協同組合だとか、あるいは湖沼の漁業協同組合だとかいうのだったら、その地域の人たちも理解はできるが、内水面漁業と言ったら、ある人が「ナイス・メン」と。最近英語がはやって「ナイス・メン」、いい男のおるところだというふうにお勘違いしたという話があるくらいですから、内水面の問題について、私は水産庁ももう少し.....。わしみたいないいい男も時々はあるが、そういう意味で、内水面の事柄についてはどうも無関心ではないかと。

私は水産庁も関心高く扱っておるように、どうしても思えませんので、一つそういう懇談会なり何なりを必ず持っていただくように、漁政課長に申し上げてありましたからお聞きしたいと思ひます。

山下分科会長 それでは漁政課長。

五十嵐漁政課長 たびたび樋口委員からそういうおしかりをちょうだいしているところがございます。

審議会の宿命ということかもしれませんが、先生方にお諮りする事項というのは、基本的にその法令に基づいてこれをお諮りすると。それを役所として定められていることをお諮りするのが基本的な事項でございます。

したがいまして、逆に申し上げますと、委員の先生方からの自由な御発言なり御提言を、基本的に中心として何うという組織に、審議会自体がなっていない。これは審議会の限界かと思えます。

そういう中で、今回は委員懇談会という形で、審議会という枠を一応外しまして御自由な意見を拝聴すると。今後の私どもの行政の参考にさせていただくことをやらせていただきました。

そういうことで、少しずつ工夫をしておりますので、今後ともそういうような工夫の中で、また樋口委員の御意見等もちょうだいしてまいりたいと思っております。

樋口委員 よろしく。

山下分科会長 ほかにはいかがでございますか。

どうぞ、小林委員。

小林委員 先ほど省令改正といいますが、御審議を賜ったわけですが、市町村合併に伴い漁協の合併が行われているわけですが、基本的に合併されるのはいいんですが、相手先がちょっと不良債権が多いとか、いろんな問題があると思うわけです。

何でこういう話をしているかと申し上げますと、いろいろ制度資金が農林水産省として制度化されているわけですが、物によっては全く施行されていないものもあるわけです。

一覧表をちょっとつくったんですが、今の漁協の合併に伴って、もう少し漁業者の懐ぐあいをちょっと見直していただかないと、我々資材メーカーなのでちょっと言いにくいんですが、なかなか支払いが滞るといふことがある。

ということは、前にもいろいろ話が出ていたわけですが、魚価が安いとか、そういう問題等もありまして、養殖関係も非常に疲弊しているという現状があるわけで、その辺をもう少し水産庁として御確認をされて、伝統ある我が国の漁業が続いていくということで、ひとつお考えいただけるとありがたいと考える次第です。

山下分科会長 資金のことではございましたが御意見として……。

五十嵐漁政課長 ただいまの小林委員の御意見、大変重く受けとめさせていただきたいと思えます。

まさに御指摘のとおり、私どもがやってきたこと、それから一方で個々の漁業者に対してはなかなかできないことと、いろいろございます。そういう中で、厳しい現状をもう少し打開するために何ができるか。何かもう一工夫できないかということ、できれば 17 年度に向けて具体的にまた考えてまいりたいと考えております。

小林委員 ありがとうございます。

山下分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

ほかにはいかがでございますか。

事務局の方からは何かございますか。

五十嵐漁政課長 よろしければ、次回の日程を私どもの心づもりを申し上げさせていただきたいと思えます。

今回の資源管理分科会でございますが、9月中旬、先ほどお話のありましたTACの年度後半の関係だと思っておりますが、これについての御議論等をしていただきたいと考えております。9月中旬でございます。よろしくお願い申し上げます。

山下分科会長 次回は9月中旬でございます。

それでは以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会

答 申 書

16水審第6号
平成16年7月5日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 石原 伸晃 殿

水産政策審議会
会 長 小 野 征 一 郎

平成16年7月5日(月)に開催された水産政策審議会第16回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第62号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について
諮問第63号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について
諮問第64号 承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について
諮問第65号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について